

バイクレンタル契約書

第1条 乙は以下のバイクおよびオプション品等（以下「物件」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを賃借します。

物件	ナンバー
----	------

第2条 レンタル期間 年 月 日から 年 月 日まで

第3条

レンタル料金	オプション	消費税	合計

レンタル開始時に、甲はレンタル料金および初期費用を乙に支払うものとします。

第4条 以下の項目につきましては、甲の責任と負担で解決し、乙はその責を負わないものとします。

- 1.本物件ご利用時のご自身の怪我等
- 2.本物件ご利用時の交通違反等
- 3.本物件の故障等により生じた損害や補償
- 4.事故等による人身、対物への補償

自賠責保険加入済み（死亡 3000 万円まで、傷害 120 万円まで、後遺症 75 万円～4000 万円まで）

損害額が自賠責を上回る場合には加害者の自己負担となります。

任意保険へのご加入はご自身にてお願いいたします。

本物件の故障時には交換を行うが、乙の都合により急な対応はできない。また在庫車両が無い場合には待つ場合があります。

5.レンタル中のパンク修理代

6.レンタル車両の回収 回収に要した時間 1時間につき¥4,400

7.レンタル車両、付属品の盗難、損傷または紛失による補償

主な補償金一覧

- ①鍵又は書類の紛失・破損 ¥8,800
- ②その他紛失・破損/部品代・修理代の実費
- ③車両の盗難または全損/車両の時価代金
- ④休車補償金/レンタル料金実費

第5条 甲はレンタル期間の延長を希望する場合、レンタル期間満了日の 1 週間前までに乙に申し出るものとします。ただし、乙の事情により延長の対応が出来ない場合があります。延長時の条件は全て同じとする。

延長時にはその都度、ご自身又は当店にて点検を行い、怠った場合の故障については実費請求とする。

第6条 1. レンタル契約が終了までに甲は、物件を乙に返却するものとします。 2. 甲の都合により物件の返却が遅れた場合、甲は、乙が定める超過料金日額 1,100 円を乙に支払うものとします。

第7条 甲は、氏名、住所、電話番号が変更となった場合には、乙に対して直ちにその旨を届け出るものとします。

第8条 甲は以下の行為をしてはならないものとします。 1. 物件を第三者に販売、譲渡、転貸すること、またはそれに順ずる行為 2. 物件の改造、分解、修理、消耗品以外の部品交換を行うこと。

第9条 甲が本物件によって第三者に損害を与えたときは、甲の責任と負担で解決し、乙はその責を負わないものとします。

第10条 甲は、本物件使用中に道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。出頭をせず、乙に通知書が届いた場合には反則金等の費用に加え手数料 15,000 円を支払うものとします。

第11条 本契約に関する訴訟および調停の管轄裁判所は、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。以上

貸主（乙）

住所 静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪 5176-1

株式会社まごころ TEL 053-489-9014

借主（甲）

年 月 日

住所

氏名 TEL — —

勤務先 TEL — —